税務関係部課長会議　議事録

日　時　　平成 29 年 10 月 6 日（金）　午後１時 30 分～午後 3 時 30 分
会　場　　愛知県自治センター　4 階　大会議室
当番市　　大府市
出席者　　県・・・市町村課　税政Ｇ課長補佐　澤田圭紀
　　市町村課　税政Ｇ主任主査　久野　猛
　　建築指導課　建築指導Ｇ課長補佐　武田　博幸
　　建築指導課　建築物安全Ｇ課長補佐　磯野　哲也

　　市・・・名古屋市　財政局税務部税制課長　加藤　国昭　始め 40 名
　　市長会事務局・・・財政係長　浅田　正弘　始め２名
資　料　　税務関係部課長会議次第
　　議題回答状況　資料 1～資料 5
　　平成 30 年度地方税制改正に関する要望書
　　東海都市税務協議会会則
内　容
（司会進行　愛知県市長会事務局　財政係長　浅田正弘）

１　開　　会　愛知県市長会事務局　財政係長　浅田正弘

２　あいさつ　愛知県総務部市町村課税制Ｇ課長補佐　澤田圭紀
平成 23 年 4 月に滞納整理機構を発足し、延長の要望により平成 29 年から平成 31 年までとなっている。滞納整理にご協力をお願いする。
30 年税制改正にて、森林環境税を検討中である。税収は、森林整備の予算の支出が有り、交付税が減額されることはないことを確認した。森林整備の事業実施主体は市町である。ゴルフ場利用税については、長期的に検討する文言が入れられた。存続の取組をお願いする。

３　議長選出　大府市税務課長　杉江範久
あいさつ
着席

４　議　　題
(1)　入札参加資格への個人住民税の特別徴収要件化について（豊橋市提出）
○豊橋市市民税課長　嶋田太一　氏　趣旨説明

（議長）

資料 1 をご覧ください。入札参加資格への個人市民税の特別徴収要件化について、大きく 2 つの対応に分けますと、「一つは、現在も今後も要件化の予定がないが 28 市、もう一つが、未定等を含め今後検討をする又は可能性があるが 10 市」となると思われます。

予定なしの市において「当該市において従業員がいない場合は、特別徴収を正しく行っているか判断できない場合もあるため、現在のところ要件に含める予定はない。」と回答している市があり、検討をする可能性がある市において「検討しているが税部門と契約部門との連携や申請書類の簡略化が課題」「近隣の動向等を含め必要があれば検討したい」などがありました。

豊橋市さん、各市の状況等について質問等はありませんか。

（豊橋市）

入札部門より、特徴推進は税務部門が行うべき、社会保険加入の要件はあり、一次下請けにも社保加入を入れている。納税証明も必要である。

（議長）

それでは、この件につきまして、愛知県からのコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

（久野主任主査）

愛知県においては個人住民税の特別徴収義務者であることを要件とはしておりません。また、建設工事における成績評価点数の算定についても、個人住民税の特別徴収義務者の項目はありません。

都道府県レベルでは四国・九州地方を中心として実施している団体がありますが、愛知県においては、現在、検討しておりません。

平成 25 年度の愛知県個人住民税特別徴収推進協議会の委員会で議論がありましたが、当時、県会計局と協議したところ、県の審査として事業主に書類を求める以上、特別徴収義務者への指定条件が全市町村同一であることが大前提となり、入札参加資格に特別徴収を実施していることを審査の要件とすることは難しいとの見解を示されました。

市町村におかれましては、そういった問題は生じにくいかと思いますが、特別徴収を要件とすることによる効果と、入札参加資格審査の申請及び審査の手続の合理化という観点のバランスを考慮して検討する必要があるものと思われます。

(2)　特別徴収義務者の滞納対策について（豊川市提出）

○豊川市民税課長　中野　正晴　氏　趣旨説明

東三河では、平成 27 年に一斉指定を行い完全実施した。滞納も倍

増した。

（議長）

税額通知を見ていない特別徴収義務者への対策を、大きく 2 つの対応に分けますと、「一つは、何らかの対策を実施しているが 11 市、もう一つが、特に対策を実施していないが、27 市」と思われます。

対策をとっている中で「督促状を送付する前に電話をかけ確認している」が多いようです。

異動届を提出しない特別徴収義務者への対策を、大きく 3 つの対応に分けますと。「一つ目が、状況に合わせ職権で異動処理を行っているが 7 市、二つ目が、異動届の提出を依頼し待つが 19 市、三つ目が、何もしていないが 12 市」と思われます。

職権で異動処理を行っている市においては「実態を確認し、個別に対応しているや了解の下変更する」などで、依頼し待つ市においては「電話等による」接触を行っており、何もしない市においては「粛々と滞納処分」に移行しているようです。

異動届を提出しない特別徴収義務者への対策を、大きく 3 つの対応に分けますと。「一つ目が、状況に合わせ職権で異動処理を行っているが 7 市、二つ目が、異動届の提出を依頼し待つが 19 市、三つ目が、何もしていないが 12 市」と思われます。

職権で異動処理を行っている市においては「実態を確認し、個別に対応しているや了解の下変更する」などで、依頼し待つ市においては「電話等による」接触を行っており、何もしない市においては「粛々と滞納処分」に移行しているようです。

豊川市さん、各市の状況について質問等ありますでしょうか。

（豊川市）

参考にさせてもらう。一斉指定した 3 市に、

①特徴率が上がったが、理解の弱い事業所への対策

②滞納予防策をしているか

③賦課 3 年後の対策と、人的体制

の報告をお願いしたい。

（岩倉市）

平成 23 年に特徴全指定。99.8％位で落ち着いている。収納率は 3％程度上昇。特に何かやってはいない。丁寧に説明している。滞納事業所は、督促の前に先に電話していた。今は督促を行っている。3 年後の対策は、異動届の提出勧奨の手紙を送付している。

（北名古屋市）

平成 26 年特徴推進。個別に訪問した。初めての事業所は特徴のお

知らせを送付した。どうしても出来ない事業所は 1 年猶予。3 年後の対策は、収納担当で対応。滞納事業所の従業員の納税証明は発行出来ない。会社に聞いてもらい、説明させる。

（津島市）

平成 26 年全指定。予防策は特にない。理由書や異動届を提出してもらう。ダイコーの件だけ職権で処理した。特徴のお知らせを封書で、督促とは別に送付している。3 年後の対策は、滞繰になったら収納課で対応。

（議長）

ありがとうございました。

この件について愛知県にコメントをいただければと思います。

（久野主任主査）

特別徴収分を滞納するということは、従業員からの預り金を納めないということになります。このことによって、従業員は給与等から住民税が天引きされているにもかかわらず滞納の扱いとなり、納税証明書を取得する場合等に不利益を及ぼすことがありますことから、早期の滞納解消が求められます。

他の税目の滞納案件と区別するのはなかなか難しいかとは思いますが、ご承知のとおり督促状を送付した日から１０日を経過すれば、滞納処分をすることができる（法令上は「差し押えなければならない。」法 331 条）ことになっているので、滞納繰越分となる前の現年課税分であっても、状況に応じ滞納の解消に努めていただきたい。

また、従業員からの預かり金を納めない状況というのは、異動届の提出漏れの場合もありますが、事業資金の不足ということも想定されますので、財産の散逸を見逃さないためにも、財産調査等の早期着手が望まれるものと思われます。

(3)　テント倉庫に対する評価について（津島市提出）

〇津島市税務課長　木村　信之　氏　趣旨説明

テント倉庫の把握は写真マッチングのみ。償却資産で申告する場合もある。確認申請が無いと把握できない。

（議長）

資料 3 をご覧ください。テント倉庫に対する評価について、把握方法及び評価方法ですが、把握方法は、確認申請 16 市、現地調査 24 市、航空写真 11 市、税務通知 13 市で、38 市中、複合的な把握が 20 市、単一的な把握が 16 市でした。なお 2 市についてはこれから検討すると読み取れました。また、評価方法は償却資産として課税する市が大多数でした。

津島市さん、各市の状況についてご質問等があればお願いします。
（津島市）
ありがとうございました。
（議長）
他の市で補足説明などはありませんか。
（岡崎市）
登記や建築確認で把握して、平成３０年度から課税とする。家屋の課税対象以外は償却資産の対象としている。
古い既存のものが移転のために表示登記されれば、翌年度から家屋として課税とする方向で考えている。
（豊橋市）
家屋になると、事業所税がかかるため、注目している。
（議長）
この件について愛知県にコメントをいただければと思います。

（澤田課長補佐）
家屋については、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」第３章第１節第１．２において、「家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって登記簿に登記されるべき建物をいうものであること。」と規定されています。
また、不動産登記規則第 111 条では、「建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。」と規定されており、「外気分断性」、「土地への定着性」、「用途性」が家屋の３要件とされています。
したがって、テント倉庫についても家屋の３要件を満たしていれば、家屋とすべきと考えられます。
家屋と認められるテント倉庫については、本来登記されるべきものであり、またそれが建築基準法第６条を満たすものであれば、建築確認が必要な建物です。
建築確認の必要がなく、かつ未登記のテント倉庫については、現地調査や航空写真を活用し、現況を正確に把握することによって、適切な課税に努めていただきたいと考えております。

（武田課長補佐）
テント倉庫は膜構造の建築物である。建築確認は法的には必要。既存家屋に増築で 10 ㎡以下など、規模で不要の場合もある。都市計

画区域外では 100 ㎡以下の平屋は不要。それ以外の確認申請無しで建っているテントは違法。

(4)　建築確認申請に係る情報が入手できなくなったことについて（清須市提出）
○清須市税務課　副主幹　浅井　勇紀　氏　趣旨説明

（議長）
資料 4 をご覧ください。建築確認申請に係る情報の入手について、
①新築未登記家屋の課税漏れ防止に係る情報提供は、建築確認部局が 15 市、消防本部が 16 市、航空写真の活用 6 市、県の建築概要計画書の閲覧 6 市、現地調査 5 市で、複合的に情報を収集している市も数市あるようです。
②家屋滅失漏れ防止に係る情報提供及び③の住宅建替え中の土地に係る情報提供、並びに④翌年度歳入予算の活用については、概ね①と同様の市が多いようです。
建築確認申請に係る情報入手ができなくなったことについての各市の考えは、各市で違いがあるようですが、傾向として「特定行政庁などで以前と変わらず情報を入手できる市や、以前から確認申請の情報を利用していない市については事務に影響はないと考えているようですが、今後入手できなくなる市は県等への要望も含め他の手段により代わりとなる情報の取得を検討、実施している。」と見ております。
清須市さん、如何ですか。各市の状況について質問等ありますでしょうか。

（清須市）
広域消防に相談し、情報を貰った。情報を貰えない自治体は切実。
（議長）
他の市で質問等はありませんか。

（北名古屋市）
消防からの情報提供がある自治体が多いが、消防から図面をコピーして調査に使っていた際、納税者に目的外利用と言われ、問題になった。法的根拠はないか？　（結論出ず終了）

（議長）
この件について愛知県にコメントをいただければと思います。

（武田課長補佐）
対処方法は建築確認と消防からの２通り。建築確認については、

特定行政庁の 17 市については情報入手できる。それ以外は消防からと思われる。民間では愛知県で 26 社の検査機関がある。2 社が県知事指定で 7.8%のシェアで、名古屋と三河の物件が中心である。資料は閲覧のみであり、コピーすると目的外利用と言われるだろう。

(5)　特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知について（清須市提出）

○清須市税務課　副主幹　浅井　勇紀　氏　趣旨説明

(議長)

資料 5 をご覧ください。平成 28 年度からが 1 市、平成 29 年度からが 2 市、平成 30 年度からが 5 市、平成 31 年度からが 1 市、平成 32 年からが 1 市の実施となっております。その他の市については、未定若しくは検討中です。

清須市さん、如何ですか。各市の状況について質問等ありますでしょうか。

(清須市)

ありがとうございました。

(議長)

他の市で質問等はありませんか。

(田原市)

平成 28 年より始めた。28 年・29 年は併用で紙も送付した。30 年から電子のみ、要求があった事業所のみ紙も送付する。

(議長)

この件について愛知県にコメントをいただければと思います。

(澤田課長補佐)

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知について、平成 28 年８月２日付け 28 市第 743 号「個人住民税における特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化推進について（通知)」において、示されていますように、電子的「正本」通知を行うことで、特別徴収義務者の事務の効率化が図られることや郵送による誤送付等のリスクの削減が期待されるため、電子的「正本」通知の実施が可能となった団体から積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

５　その他

・東海都市税務協議会の報告について（名古屋市）

(議長)

名古屋市から、東海都市税務協議会について発言される旨、事前に連

絡がありました。説明をお願いします。

～説明～

せっかくの機会ですので、何かございましたらご発言願います。

（瀬戸市）

マイナンバーの件、担当部署より意見が出るのはわかる。社会保障と結びついた時、事業所と自治体が同一のマイナンバーか確認が必要。必要性は感じる。

（議長）

ありがとうございました。他に意見はありませんか。（意見なし）

それでは、以上で、議長職を降ろさせていただきます。長時間にわたり、皆様ご協力ありがとうございました。

6　次年度当番市の決定　知多市　※市制施行順

7　閉会　市長会事務局　財政係長　浅田　正弘